

四半期報告書における 新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について

令和2年7月1日
金融庁

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症については、本年4月7日に発出された政府の緊急事態宣言が5月25日に解除されましたが、依然として不確実性が高く、多くの上場企業等の経営環境に大きな影響を与えていると考えられます。金融庁では、このような状況も踏まえて、5月21日に有価証券報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示に関する文書¹を発出しておりますが、四半期報告書においても、今般の感染症の影響に関する企業情報を適時適切に開示することは、投資家の投資判断にとって重要と考えられるため、本文書を発出します。

2. 四半期報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示

(1) 四半期報告書の提出期限

金融庁では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本年4月17日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書、四半期報告書等について、企業側が個別の申請を行わなくとも、その提出期限を一律に9月末まで延長しています。

(2) 財務情報（追加情報）の開示

本年6月26日、企業会計基準委員会の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が更新²され、四半期決算における考え方が示されています（4月10日公表、5月11日追補、6月26日更新）。

更新された議事概要では、前年度の財務諸表において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において当該仮定に重要な変更を行ったときは、「他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載する必要があるものと考えられる」とされております。

また、前年度の財務諸表において仮定を開示していないが、四半期決算において重要性が増し新たに仮定を開示すべき状況になったときは、「他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該仮定を記載する必要があるものと考えられる」とされています。

さらに、前年度の財務諸表において当該仮定に関する追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において当該仮定に重要な変更を行っていないときも、「重要な変更を行っていないことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される場合は、四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましい」とされています。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについては、企業会

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200521/01.pdf>

² <https://www.asb.or.jp/jp/info/91074.html>

計基準委員会の当該議事概要を踏まえ、四半期報告書において、適時適切に投資家へ情報提供することが強く期待されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りの仮定について、その後の経営環境の変化を踏まえ見直しを行った結果として、会計上の見積りに変更が生じた場合には、四半期財務諸表において、当該見積りの変更の影響を反映する必要がある点にご留意ください³。

(3) 非財務情報（記述情報）の開示

四半期報告書における非財務情報（記述情報）⁴では、前事業年度の有価証券報告書における会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について「重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること」とされています。ただし、この内容を財務情報である追加情報において開示した場合には、非財務情報の開示ではその旨を記載することによって省略することができます。

また、会計上の見積り以外においても、「事業等のリスク」⁵における新型コロナウイルス感染症の影響や対応策の変更、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」における新型コロナウイルス感染症の影響による経営方針・経営戦略の見直し等、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更があった場合には、四半期報告書において、当該変更の具体的な内容を記載することが求められます⁴。

四半期報告書の非財務情報（記述情報）において、前事業年度の有価証券報告書からの重要な変更を記載する場合には、本年5月29日に公表している「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A」⁶に示されたポイントが参考になると考えられますので、必要に応じてご確認ください。

なお、本年5月21日に発出した有価証券報告書における新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示に関する文書にあるとおり、有価証券報告書の財務情報（追加情報）及び非財務情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示については、有価証券報告書レビューの対象としておりますが、四半期報告書の財務情報（追加情報）及び非財務情報における当該開示についても、有価証券報告書レビューの一環として、必要に応じて確認します。

以上

³ 企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第17項、企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第14項、第16項、第17項等

⁴ 四半期報告書における、「事業等のリスク」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」等。なお、経営方針・経営戦略等については、既に提出した有価証券報告書から重要な変更等があった場合に、その内容及び理由を、四半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」に記載することが求められています。企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第4号の3様式記載上の注意(7)、(8)等

⁵ 改正内閣府令に係るパブリックコメントに対する金融庁の考え方（平成31年1月31日公表）No.16では、「事業等のリスクの記載は、将来の不確実な全ての事象に関する正確な予想の提供を求めるものではなく、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性がある」と認識している主要なリスクについて、具体的な説明を求めるもの」とされています。

⁶ https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200529_kaiji/01.pdf